

第4部 金融検査

第17章 平成12検査事務年度の概観

1. 平成12検査事務年度の概要

平成12検査事務年度（12年7月～13年6月）は、平成14年4月に予定されている、いわゆるペイオフ解禁を控え、より安定的な金融システムの構築のため、前検査事務年度に引き続き、効率的で実効的な検査の実施に努めてきたところである。

また、早期是正措置や検査マニュアルの導入を背景に、これまで以上にその質的水準の向上や手続の透明性が求められており、これらの要請に応えるため、検査の透明性、公正性の確保に努めるとともに、金融技術や情報技術の発達、金融商品の時価評価の導入など、金融環境の急速な変化に的確に対応した検査を実施するための環境整備に取り組んできたところである。

2. 具体的取り組み

具体的には、以下のことについて取り組んできたところである。

- ① 預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアル（以下、「検査マニュアル」という。）に基づいた、法令等遵守態勢、リスク管理態勢の的確な実態把握。
- ② 金融グループ・コングロマリットの一体的な検査を通じた、連結ベースでの資産内容・グループ内の取引関係等の的確な把握。
- ③ 信用組合に対する集中検査による速やかな資産内容等の実態把握。
- ④ 証券会社に係る検査マニュアルの整備。
- ⑤ 金融機関等における実効性ある内部監査・外部監査体制の確立に向けての検査マニュアルの充実。
- ⑥ 緊急経済対策、「金融商品に係る会計基準」の実施、金融におけるインターネット取引の現状を踏まえた検査マニュアルの充実。
- ⑦ 意見申出制度の本格的実施による検査の公正性の向上。
- ⑧ 民間の専門家の登用による、専門性の高い深度ある検査の実施（注1）。
- ⑨ 研修の充実・強化による検査の質的水準の向上、検査マニュアルの適切な運用（注2）。

注1 非常勤職員の採用については、第2章第4節参照

注2 研修については、第2章第5節参照